

浦安市規則第50号

浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、訪問型病児・病後児保育を利用した児童の保護者が負担する利用料の一部について、予算の範囲内において浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保護者の経済的な負担軽減を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問型病児・病後児保育 病気等（病気又は怪我をいう。以下同じ。）又は病気等の回復期にある児童に係る保育サービスを、公益社団法人全国保育サービス協会に加盟する事業者又は割引券等取扱事業者が、当該サービスの利用者の自宅等で行うものをいう。
- (2) 児童 本市に居住し、生後57日目から満12歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 保護者 本市に居住し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する親権を行う者又は後見人その他の者で、児童と同居し、かつ、児童を現に監護するものをいう。
- (4) 割引券等取扱事業者 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について（令和元年5月8日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）別添1ベビーシッター派遣事業実施要綱第5の1の（4）の②のエに規定する割引券等取扱事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、訪問型病児・病後児保育を利用した児童の保護者であつて、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 訪問型病児・病後児保育の利用時において、児童が病気等により安静の確保等に配慮する必要性があることから、集団保育が困難であると認められたこと。
- (2) 訪問型病児・病後児保育の利用時において、保護者及び同居の親族が就労、疾病その他の理由により、当該児童の保育を行うことができなかつたこと。
- (3) 訪問型病児・病後児保育を利用した日の前後7日以内に、当該児童が医療機関の診療を受けたこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、訪問型病児・病後児保育の利用に要した費用の額に2分の1を乗じた額（生活保護法（昭和25年法律第266号）による被保護世帯に該当する場合は、当該費用の全額）とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項に規定する訪問型病児・病後児保育の利用に要した費用には、入会金、年会費、登録料その他これらに準ずる費用（以下この項において「入会金等」という。）を除くものとする。ただし、入会金等に訪問型病児・病後児保育の利用に要した費用が含まれる場合は、当該費用に係る部分については、この限りでない。

3 補助金の限度額は、1の年度につき児童1人当たり50,000円とする。

4 児童の1回の病気等に係る補助の対象期間は、当該病気等に係る訪問型病児・病後児保育の利用を開始した日からその日を含めて7日までとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 訪問型病児・病後児保育の利用に係る領収書及び利用明細書（利用日時及び保育料、交通費その他の諸経費が明記されたもの）
- (2) 医療機関を受診したことが分かる書類
- (3) その他市長が必要とする書類

2 前項の申請は、当該申請に係る病気等に係る訪問型病児・病後児保育を利

用した日から起算して1年を経過する日までに行わなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金交付・不交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金交付請求書（別記第3号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定により申請した申請額と前条の規定により決定した交付決定額とが同額であるときは、市長は、当該申請額を当該決定に係る請求額として、前項の規定による請求があったものとみなすことができる。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の支給に係る調査)

第9条 市長は、補助金に関し必要と認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は自ら調査することができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行し、同日以後の訪問型病児・病後児

保育の利用に要した経費について適用する。

別 記

第 1 号様式（第 5 条第 1 項）

浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
申請者 氏 名
（保護者） 電話番号

浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金の交付を受けたいので、浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金交付規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 対象児童

ふりがな		性 別	男 ・ 女
児童氏名		生年月日	年 月 日
集団保育が 困難である とする理由			

2 利用内容等

利用日時	利用事業者名	利用料	利用事由	受診医療機関名
年 月 日 : ~ :		円	1 就労 2 冠婚葬祭 3 家族の病気等	(受診日 年 月 日) 病名 :
年 月 日 : ~ :		円	1 就労 2 冠婚葬祭 3 家族の病気等	(受診日 年 月 日) 病名 :

年 月 日 : ~ :		円	1 就労 2 冠婚葬祭 3 家族の病気等	(受診日 年 月 日) 病名 :
----------------	--	---	----------------------------	---------------------

3 交付申請額

円

4 振込先

金融機関名	支店名	種類	口座番号
		普通 当座	
フリガナ			
口座名義			

5 添付書類

- ・ 訪問型病児・病後児保育の利用に係る領収書及び利用明細書（利用日時及び保育料、交通費その他の諸経費が明記されたもの）
- ・ 医療機関を受診したことが分かる書類

第2号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金の交付について、浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金交付規則第6条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定

交付対象日	
交付決定額	
備 考	

2 不交付決定

(理由)

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過

すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第7条第1項）

浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金を、浦安市訪問型病児・病後児保育利用料補助金交付規則第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

交付請求額 円